

# 「化学設備関係 第一種圧力容器 取扱作業主任者テキスト」

(平成18年8月24日 改訂第3版発行) 正誤表

平成21年10月26日

| 頁   | 修正箇所         | 誤   | 正  |
|-----|--------------|---|--|
| 59  | 図 237        | (b)輪形ガスケット  | (b)平面ガスケット   |
| 67  | ↓1           | $C_f = 0.3 + \frac{1.9 \text{ Whg}}{P_d}$                       | $C_f = 0.3 + \frac{1.9 \text{ Whg}}{P_d^3}$  |
| 75  | ↓1           | 2.7.10 熱交換器の仕切室   | 2.7.10 多管円筒形熱交換器の仕切室   |
| 90  | ↑7           | フルスケールの <u>±0.5～2.5%程度</u> の精度が・・・                              | フルスケールの <u>±0.6～4.0%(5等級)</u> の精度が・・・  |
| 105 | ↓14          | 労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号に   | 労働安全衛生法施行令第9条の3第1号に  |
| 116 | ↓2           | 整備完了後に  | 整備完了後に   |
| 152 | 図 38         | 陽極[(a)図の右上]   | 陰極   |
| 165 | ↓2           | 4.1.3 酸化性物質(混合危険性物質)  | 4.1.3 酸化性物質(混合危険性物質)   |
| 付録  |              |   |  |
| 1   | -            | 労働安全衛生法 直近改正 平成一七・一一・二 第一〇八号                                    | 労働安全衛生法 直近改正 平成一八・六・二 第五〇号   |
| 1   | -            | 労働安全衛生法施行令 直近改正 平成一八・一・五 第二号                                    | 労働安全衛生法施行令 直近改正 平成一八・一・〇・二〇 第三三一号  |
| 4   | 第62条         | (令第九条第三項第一号)  | (令第九条の3第一号)  |
| 5   | 上段           | [法第31条の二を追加する。]   | 第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 |
| 5   | 第九条の三        | (法第三十一条の政令で定める設備)   | (法第三十一条の二の政令で定める設備)  |
| 5   | 第15条         | 第15条 五 化学設備及びその附属設備。  | 第15条 五 化学設備(配管を除く。) <u>及び</u> その附属設備。  |
| 5   | 第122条の二      | ・・・技能講習は、化学設備の取扱いの作業に・・・  | ・・・技能講習は、化学設備(配管を除く。) <u>の</u> 取扱いの作業に・・・  |
| 7   | -            | 労働安全衛生規則 直近改正 平成一八・一・五 第一号                                      | 労働安全衛生規則 直近改正 平成二十・三・十三 第三十二号  |
| 13  | 第268条        | 事業者は、化学設備を内部に設ける建築物に・・・   | 事業者は、化学設備(配管を除く。) <u>を</u> 内部に設ける建築物に・・・   |
| 18  | 第280条        | 当該蒸気又はガスに対しその種類に応じた防爆性能を・・・                                     | 当該蒸気又はガスに対しその種類 <u>及び</u> 爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を・・・  |
| 20  | 第289条        | 事業者は、建築物及び化学設備又は乾燥設備が・・・  | 事業者は、建築物及び化学設備(配管を除く。) <u>又は</u> 乾燥設備が・・・  |
| 20  | 上段<br>第31条の二 | [法第三十一条の二が掲載していない為 追加する]  | (法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業)<br>第六百六十二条の三 法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業は、同条に規定する設備の改造、修理、清掃等で当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業とする。                      |
| 20  | -            | 化学設備において製造し、又は取り扱う危険物の量に関する厚生労働大臣の定める基準<br>直近改正 平成一三・四・二七 第一八九号 | 化学設備において製造し、又は取り扱う危険物の量に関する厚生労働大臣の定める基準<br>直近改正 平成一八・二・一六 第三六号   |
| 20  | 第1条          | 厚生労働大臣が定める基準及び同令別表第七の・・・  | 厚生労働大臣が定める基準及び同規則別表第七の・・・  |
| 20  | 第1条          | ・・・の欄の化学設備において製造し、若しくは・・・                                       | ・・・の欄の化学設備(配管を除く。次条において同じ。) <u>において</u> 製造し、・・・  |
| 23  | 第2条          | ・・・六十五度以上の物(以下「危険物等」という。) <u>の</u> ・・・                          | ・・・六十五度以上の物(以下「危険物等」という。) <u>の</u> ・・・   |